

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

②事業者情報

名称： 松山市立生石保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 園長 敷 村 一 元	定員 (利用人数)： 90名 (94名)
所在地： 愛媛県松山市高岡町860-1	TEL 089-972-0803

③実地調査日

平成21年12月17日(木)～18日(金)

④総評

◇特に評価の高い点

平成19年松山市の委託を受け東大阪市に本部を置く社会福祉法人白鳩会が運営を開始し委託後新たに地域子育て支援センター、休日保育、夜8時までの延長保育に取り組んでいる。また、日々の保育にリトミック、英語、夏の行事にはお泊り保育を取り入れるなど地域、保護者のニーズに応えるべく努力がされ、職員数も十分な確保が行われ子ども達に細かく目の行き届く保育を実践し、保護者に信頼される保育園運営を目指している。

◇改善を求められる点

まだまだ地域のニーズに応えるべき保育事業はあるものの、松山市の委託、3年毎の委託更新の契約上、園独自の考えで開始することの困難さがうかがえた。この点からも中長期計画については数値化など困難とおもわれるが、今後の課題として前向きな取り組みと地域のニーズとして把握されている乳児保育事業についても1日も早い実施を期待したい。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けるにあたり、保育内容・各種マニュアルの見直しを行い、保育園としての課題、保育士のこれからあるべき姿を明確にするよい機会になりました。

評価していただいたことを真摯に受けとめ、これからも保育の質の向上にむけて、課題を見直し、更に向上するよう体制を整えていきたいと思ひます。

そして、長期的な視野をもち、一人ひとりの子どもを大切に、保護者に寄り添い信頼される保育園でありたいと思ひます。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

評価細目の第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

理念、基本方針は委託後、法人の理念、保育所保育指針に基づいて見直しをおこない園独自のものが確立されている。明文化された理念、基本方針は園のガイドブック、パンフレット、ホームページ等に掲載されている。

また、事務室、各保育室に掲示され毎朝の朝礼時に職員全員で唱和するなど周知がされている。利用者に関しても入園式、クラス懇談会等を通して説明、周知されている。

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	I-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
	I-2-(2)-② 計画が職員や利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

委託期間が三年契約であるため、長期のビジョンは明確にしづらい課題もあるが、今後地域ニーズに基づいた目標の検討に期待したい。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
	I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>管理者の役割と責任は管理規定に明記されるとともに年度始めの職員会、研修会において表明され職務分担表にも明記されている。</p> <p>法令についても研修会等に参加し園の業務マニュアルに示し職員にも周知している。</p> <p>若い職員が多い中でそれぞれが意欲を持ち、協力しあって取り組めるよう管理者としての指導力が発揮されている。</p>
--

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>松山市の統計等、さまざまなデータを収集し保育ニーズや課題を見つける努力をしている。</p> <p>経営分析については公認会計士の指導、助言を受け、定期コストの分析を行う等改善すべき課題に取り組んでいる。</p>
--

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	Ⓐ・b・c
II-2-(4)-②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>職員の就業状況は施設長、主任が中心となり把握され、職員の意向や要望に沿うべき取り組みがされ職員もストレスの溜らない働きやすい環境が確立されている。</p> <p>人事考課については、目標シート、自己評価表に基づき管理者と面談も行われているものの明確な考課基準はなく今後、客観的な考課基準に基づく人事考課を期待したい。</p> <p>職員の教育、研修は事業計画に基づき職員の専門性、技術水準の向上を目指した取り組みがされている。研修報告も随時行われ評価、見直しがされている。</p> <p>実習生の受け入れについてはマニュアルを作成し保育士養成校と連携し積極的に受け入れ、育成に努めている。</p>

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-③	施設として、災害に対応できる能力を有している。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>緊急時に際し事故発生マニュアル、感染症マニュアルが作成され職員がすばやく対応できる体制が整っている。</p> <p>ヒヤリハット、事故報告書により改善策を把握し再発防止に努めている。</p> <p>今年は特に新型インフルエンザの流行で、松山市と連携しながら手洗い、うがい、消毒を徹底する等拡大防止に努めている。</p> <p>災害時に備えての物資の備蓄もされている。</p>
--

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-③	ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

所見欄

ホームページ、パンフレット、掲示板で地域子育て支援センターの活動内容をお知らせしたり、積極的に公園に出かける等地域との交流を広げている。
委託後ボランティア受け入れのマニュアルを作成し基本姿勢を明確にした体制が確立している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2)-②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

所見欄

委託3年目で保育サービスが低下とならないよう、職員が協力しあって保育の基本方針を共通理解し熱意を持って取り組んでいる。
このような日々の取り組みがアンケート調査の結果、利用者満足度の高い評価に表れている。
利用者のプライバシー保護に関する規程を定め、特に肖像権を尊重するため保護者からは同意書、職員からは誓約書の提出がされている。
保護者からの苦情対応については苦情解決の体制が整い、説明がされているもののアンケートの結果、十分な周知ができてなく、今後引き続き説明の必要性がうかがえる。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(1)-③	課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

所見欄

今回の第三者評価の受審にあたり、担当部署や、担当者を定め、全職員参加のもと、きめ細かな業務マニュアルが作成された。その中で多くの気づきがあり、すでに見直しや課題が浮き彫りにされており、今後の改善に期待したい。
利用者に関する記録の管理体制はマニュアルが作成され職員間で共有されている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

サービスの開始に当たり「生石ガイドブック」に細かく明記されるとともに、入園式において説明がされている。
ホームページの開設、園パンフレットの作成により、積極的に情報の発信をしている。
保育終了後も保護者が相談できる窓口を設置し、継続的な関わりが持てるよう文面で知らせている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(1)-②	利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

保育は児童票、指導計画を作成し実施、記録、自己評価をした上で、リーダー会、職員会等で共通理解のもと見直し、改善する手順を通して適切におこなわれている。
年度始めには保護者からの意見も収集し指導計画に反映している。

A-1 子どもの発達援助**1- (1) 発達援助の基本**

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-③ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>保育計画に基づいた指導計画が立案され、定期的に評価し、次の指導計画に反映している。 各クラス、職員会議で評価を行い活かされている。 年指導計画も子どもの育ち等に配慮し、見直しながらかみ細やかな保育がされている。</p>
--

1- (2) 健康管理・食事

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑥ 子どもの給食内容について、献立の作成・調理の工夫が行われている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑦ 子どもの喫食状況を把握するなどして、保育所給食の向上について体制が整えられている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑧ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑨ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医等からの指示を得て、対応を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>健康管理に関するきめ細かなマニュアルが作成されている。健康診断、歯科検診は年2回実施され文章や口頭で保護者に知らせると同時に各自の症状に応じ通院、治療を勧めている。 給食については松山市の共同献立のもと、月1回の給食会議を開催し行事食や旬の野菜、季節感のある食材を活かす等、子どもたちが食事を楽しめる工夫がされている。 食事アンケート、日々の給食メニューのサンプルの掲示、レシピの配布等保護者の理解、関心を深めるよう試食会なども実施している。 月8回の手作りおやつ、アレルギー児のための代替食、長時間保育にも補食等を提供している。</p>
--

1- (3) 保育環境

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことができる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>子どもの生活環境は衛生面、安全面に十分な配慮が行き届き、清掃マニュアルも作成され、固定遊具のチェック、トイレのチェック表にて日々点検がされている。 また、季節感を味わうことができる環境構成、壁面構成等随所に工夫が見られる。</p>
--

1- (4) 保育内容

	第三者評価結果
A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	非該当
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑪ 障害児や気になる子どもの保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>人権擁護に関するマニュアル、登園、降園時対応マニュアルや各年齢の1日の流れを作成し一人ひとりの子どもの状況に対応している。 保育内容の問題点、疑問点はその都度話し合いをし、共通した保育を心がけている。 長時間保育に関してはゆったりとすごせる環境を整備し、保護者への伝達も引継書に記入、報告の徹底を図っている。軽食の提供も行われている。 障がい児や気になる子どもへの保育は関係機関や保護者と連携を取り、よりよい保育が提供できるよう努力されている。</p>

A-2 子育て支援

2- (1) 入所児童の保護者の育児支援

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

送迎時の対話や、連絡帳への記載等、日常的に情報交換をするとともに、クラス、個人懇談を年2回実施し、積極的に保護者に対する子育て支援がされている。 児童虐待については虐待防止マニュアルが作成され、職員研修も実施するなど早期発見に取り組んでいる。
--

2- (2) 一時保育

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	非該当

所見欄

一時保育は実施していない

A-3 安全・事故防止

3- (1) 安全・事故防止

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

所見欄

子どもが園で安全、快適に過ごすことのできるよう衛生管理マニュアル、食中毒発生時のマニュアル、事故防止マニュアル、不審者対応マニュアルが作成され、すべてのマニュアルが業務マニュアルとしてまとめられ職員に周知されている。

また、マニュアルについては日々のチェックを実施し職員全体での見直しがされている。

マニュアルに基づいたチェック表も整備され日々点検が行われている。

危機管理委員会を構成し、月1回程度の訓練を職員全体で実施している。